

令和5年度札幌市民間児童育成会選定委員会運営要綱

令和5年8月7日

子ども未来局長決裁

(目的)

第1条 札幌市民間児童育成会選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、札幌市附属機関設置条例第2条第1項の規定に基づく附属機関（同条例別表2の「補助金、助成金等の交付対象者の選定に係る委員会」に該当）であり、この要綱は、選定委員会の運営について定めるものとする。

(所管事務)

第2条 選定委員会は、札幌市放課後児童健全育成事業助成金交付要綱（平成31年3月29日子ども未来局長決裁）に定める民間児童育成会候補者の選定に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 候補者選定要項の作成
- (2) 評価項目及びそのウェイト、評価基準、ヒアリングの有無、採点が同点の場合の取扱い、その他参入候補者の選定に必要な事項の設定
- (3) 評価の確定及び参入候補者の選定
- (4) その他選定委員会の実施について必要な事項の設定

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、1名の内部委員と5名の外部委員をもって構成する。

2 内部委員は、子ども未来局子ども育成部長をもって充て、外部委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱日の属する年度の末日とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名す

る委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席によって成立する。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、緊急かつやむを得ない事情があると認める場合には、書類を持ち回って各委員の表決を求める方法による会議を開催することができる。

5 前項の場合においては、表決に応じた委員を会議に出席した委員とみなして第2項及び第3項の規定を適用する。

(意見の聴取等)

第6条 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、子ども未来局子ども育成部子ども企画課において行う。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、そのつど委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月7日から施行する。